

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書
-------	--

《使用目的等》

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その承継会社の有する資産につき評価が行われたことなどにより、その認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用してください。

《提出期限》

この申請を行う場合には、認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類》

1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（1の事情の①又は②に該当する場合）

- (1) 認可決定日における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認可決定日における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数を確認できる書類（その承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- (4) 承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評価に基づいて作成された貸借対照表

2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（1の事情の③に該当する場合）

- (1) ③の事実が生じた日（認可決定日）における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) ③の事実が生じた時における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数を確認できる書類（その承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

＜現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 記載要領等＞

- (4) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(3)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

- (注) 1 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額（【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】の「認可決定日における価額」欄の価額）を、贈与又は相続により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- 2 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- 3 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。